

令和2年（ワ）第6225号、第31962号、令和3年（ワ）第30042号

令和4年（ワ）第32493号

六ヶ所再処理工場運転差止請求事件

原告 中畠哲演 外257名

被告 日本原燃株式会社

準備書面18

2023年9月28日

東京地方裁判所民事第37部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河合弘之

ほか

原告内藤新吾の具体的な権利侵害の内容及び本訴訟を提起した経緯は別紙のとおりである。

私は日本福音ルーテル教会の牧師です。ルーテル教会は中世の宗教改革者マルティン・ルターから名が取られドイツが始まりですが、自分たちの派は第二次世界大戦においてナチス政権の暴走を止めることができなかつたことの懺悔があります。ドイツの教会は戦後、悔い改めにふさわしい歩みを続けており、自分たちも続きたいと願っています。また、この裁判を起こした諸宗教の方々も、先の大戦の懺悔から、宗教者信仰者はこの世の事柄にも責任を負っており、いのちと平和に関わることには特に責任が重いと感じています。

私たちが裁判を起こした主な理由は以下です。1) 核燃料サイクル事業の施設は巨大大事故の危険性があり、六ヶ所再処理工場が重大事故を起こせば、原発事故をも超える破局となる恐れがある。2) たとえ大事故が起きなくても、本稼働すれば原発が一年かけて流す放射性物質をたった一日で流し、海と空への汚染が避けられない。3) 以上のことは私たちが先祖から受け継いだいのちを、健やかなまま未来へ繋いでゆく権利を奪う。4) 原子力は差別の構造によって成り立っており、都会ではなく過疎地に建てられ、貧しい人々に被曝労働が強いられている。5) 原子力の負の遺産（死の灰）は、受益者ではなく未来の人々に押し付けられており、これ以上増やしてはならない。6) 核燃料サイクル事業は軍事転用の恐れがあり、非核三原則は政策であっていつでも政策変更できると政府も言葉で残しており、宗教者信仰者は平和の観点から、核兵器材料ともなるプルトニウムを取り出す再処理工場の稼働を認めることはできない。

以上が主な理由ですが少しだけ補足すると、1) の危険性については、旧西ドイツのシミュレーションや、ノルウェーがイギリスの再処理工場閉鎖を求めて出した高レベル廃液タンク事故の想定、他にも実際ロシアやフランスで起きた例から明らかです。2) の汚染については、イギリスもフランスも工場周辺は放射能汚染されたことが知られますが、イギリスの工場から1000km離れたノルウェーまで半永久的に消えない放射性物質が流れていき海産物も汚染され、ノルウェーのボンデビック首相がイギリスのブレア首相に少なくとも三回直接に談判して閉鎖を求めたことがありました。私は最初の1998年のことはNHKニュースを録画し知っていましたが、その後のことをノルウェーの知人牧師（日本で宣教師経験のあるノルウェー国教会のビショップで、広島・長崎の原爆投下70年目の式典に来られたとき私はお会いしていました）に調べてもらいました。すると上記後2002年と3年にも直接申し入れがされたことがわかりました。工場閉鎖に至らなかったのは国が違うので手立てがなかったからですが、首相が他国首相に直談判するというのはやはりよほどのことと私たちは覚えるべきです。他のことについては時間の制約があり略します。

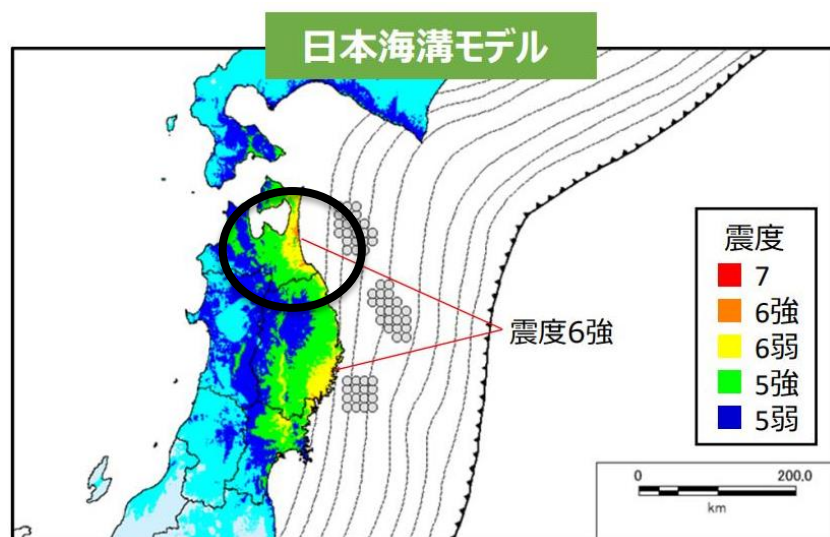
ところで、ドイツが脱原発に舵を切った主な理由には、未来世代にこれ以上、原発の負の遺産を負わせてはならないということが最も大きな理由であったと聞いています。他にも、原発事故は起こり得ることと、起きた場合の被害は甚大であり取り返しのつかないものであること、原発によらないで代替エネルギーは得られること、などが挙げられています。それ

らの提言が宗教者たちを含む倫理委員会より出され、メルケル首相がそれを重んじて決定、そしてドイツは今年4月15日に脱原発を達成させました。

私たちは、日本でも宗教者信仰者たちが、いのちと平和のため声を発していくことの重要性を改めて感じています。特に今、あの大きな原発震災を忘れてしまったかのように、政府は国民との語り合いもせず、震災後決定した脱原発の旗印をも降ろし、原発運転期間延長や新增設まで含む原発政策大転換を勝手に進めるとは、あまりにもドイツとの違いと、倫理のなさに、宗教者信仰者は先の大戦での過ちを繰り返してはならないと思っています。

ごくごく普通の人が当たり前に感じる危険性を、人々はその情報が知らされていないだけでのんびりと過ごせているわけですが、先にその情報を得ることのできた私たちは、宗教者信仰者として沈黙でいることはできません。六ヶ所再処理工場はあまりにも危険過ぎます。日本で原子力諸施設が建てられたのは、ちょうど地震活動の平穏期でした。原発の耐震も、そんなに大きな地震（重力加速度980ガルを超える）は来ないだろうとの想定で建てられています。しかし今や、石橋克彦博士も警告されていたように『大地動乱の時代』となっています。阪神淡路大震災を経験してより全国に地震観測網が整備され、その後の観測で各地に1000ガルを超える地震が続出しています（訴状47/163頁）。なかには2000ガル、4000ガルを超えたものまであります。想定の方が甘かったことが明らかです。現在、ハウスメーカーでは3000ガル、5000ガルに耐える家も造っています。それに比べ原発の耐震は、申請が更新されたもので1000ガル前後です。六ヶ所再処理工場の耐震は建設当時に375ガル、特に補強されたわけでない申請更新後でも700ガルという低さです。

六ヶ所再処理工場に限っては700ガル以上の地震は来ないという客観的な根拠を示していただかないと、私たちは安心して暮らせません。この地は内閣府中央防災会議で震度6強の可能性があり（海溝沿いにおける最大クラスの震度分布・日本海溝・千島津波高等の推計、令和2年4月公表）、内閣府ホームページに載っています。



（日本海溝・千島海溝沿いにおける最大クラスの震度分布・津波高等を推計¹ 黒色の円は筆

¹ 甲140の2：内閣府 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ 「被害想定について（令和3年12月21日発表）」

者による。)

震度6強というのは国土交通省国土技術政策総合研究所の資料で830～1500ガル程度の地震動と記されています。同地は六ヶ所村で配られている地震ハザードマップにも震度6強で塗られ、「はわないと動くことが出来ない。飛ばされることもある」と記されています。住民はガル数と併せて知らされていないだけです。計算で大丈夫でも想定外は起きます。まして、想定で問題値では動かしてはなりません。



(六ヶ所村地震ハザードマップ² 黒色で囲んでいる区域が本件再処理工場。黒色の円は筆者による。)

震度 6 強	はわないと動くことが出来ない。飛ばされることもある。
	屋内の状況 ・固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
	屋外の状況 ・耐震性の低い木造建物は傾くものや、倒れるものが増える。 ・大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山全体の崩壊が発生することがある。 ・がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

(凡例³)

私は、初代規制委員長が2014年7月、全国原発が2年間停止したあとに川内原発が新規検査を通ったときの記者会見で、「審査はしました。(が)安全とは申しません」と言われたのを正直な方と思っています。安全とは言えないから避難計画もあるわけです。しか

(https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/WG/pdf/211221/shiryu05.pdf)

² 甲141の2 : <https://www.rokkasho.jp/index.cfm/11,11989,c,html/11989/20200513-180212.pdf>

³ 同上

し、そんなものは認められません。裁判理由に挙げた1) を特に強く訴えます。

最後に、私は宗教者として、人間には限界があることを付しておきます。インターネットで日本原燃の資料を見ると、重大事故対策～従来の冷却設備が全て故障した場合の対策～として、なんらかの原因で冷却不能となり高レベル廃液貯槽の沸騰が継続した場合、可搬型の中型移送ポンプを使って貯槽に直接注水し蒸発乾固が進行することを防止します、とあります。大地震が起きた場合、余震の繰り返すなか、そんなことは無理です。できますと言って26回も竣工延期している会社でなくても、人間にそこまで期待はできません。また、自然の脅威は、人間の想定をはるかに超え得るのです。

以上